

地方税法改正（地方消費税関係）のお知らせ

平成25年4月
総務省

【地方消費税とは？】

- 地方消費税は、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引取りに対して課税される都道府県税です。
- 現行の地方消費税の税率は消費税（4%）の100分の25とされており、消費税率に換算すると1%相当です。一般的に「5%の消費税」と言っているものは、消費税（国税）の4%分と地方消費税（都道府県税）の1%分を合計したものを指しています。
- 地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は、市町村に交付されております。（現行の市町村交付金は、人口：従業者数＝1：1により按分して交付）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、地方税法の地方消費税に係る規定が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 地方消費税率を引き上げることとされました。
- 2 引上げ分の地方消費税収入の用途が明確化されました。
- 3 引上げ分の市町村交付金の交付基準が定められました。
- 4 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1 地方消費税率の引上げ

地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分	適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
地方消費税率 ※消費税率換算		1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
参考	消費税率	4%	6.3%	7.8%
	合計	5%	8%	10%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率（国・地方）の引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率（国・地方）の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の消費税率（国・地方）は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税（国・地方）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率（国・地方）の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の消費税率引上げ・地方消費税創設時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記 URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

2 引上げ分の地方消費税収入の使途の明確化

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされました。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

3 引上げ分の市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、2のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付することとされました。

（注）現行分の地方消費税に係る市町村交付金については、これまでどおり人口：従業者数＝1：1により按分して交付いたします。

○ 以上の内容につきお分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、総務省自治税務局都道府県税課（担当：間税第一係。03-5253-5665）にお尋ねください。

4 税率引上げに伴う経過措置

引上げ後の消費税率（国・地方）は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税（国・地方）について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税（国・地方）については、改正前の税率が適用されることとなります。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

○ 当該経過措置の取扱いを含め、消費税法改正に関する内容については、下記 URL（国税庁）からご覧になれます。 <http://www.nta.go.jp/>

「ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」